

竹木採取者公募の公示

平成28年11月10日

浜田河川国道事務所長 浜崎 宏幸

次のとおり、「浜田河川国道事務所(高津川出張所)管内河川区域内竹木伐採」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称: 浜田河川国道事務所(高津川出張所)管内河川区域内竹木伐採

2. 公募内容: 河川内支障竹木の伐採・搬出
(採取区域等は公募説明書のとおり)

3. 採取時期
平成28年12月12日(月)～平成28年12月26日(月)まで

4. 採取場所
島根県益田市飯田町地先
(高津川派川 右岸 高津川本川合流部付近 河川敷)

5. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式郵送、FAX、メール等により提出すること。

② 提出期限

平成28年11月28日(月)まで

受付時間:9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 提出先・問い合わせ先

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所 河川管理課 専門職

電話 0855-22-3122

FAX 0855-22-2486

メール e-kippu@cgr.mlit.go.jp

7. 許可手続

本竹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請の必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順とし、応募者数が多数の場合は選定されない場合もあります。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。

浜田河川国道事務所(高津川出張所)管内 河川区域内竹木伐採公募説明書

1. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式を郵送、FAX、メール等により提出すること。

なお、現地及び許可条件(とくに、第8条～第13条)を確認のうえ、提出すること。

② 提出期限

平成28年11月28日(月)まで

受付時間:9:00～17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 提出先

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所 河川管理課 専門職

電話 0855-22-3122

FAX 0855-22-2486

メール e-kippu@cgr.mlit.go.jp

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順としますが、応募者数が多数の場合は選定されない場合もあります。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送、FAX、メール等により通知を行う。

なお、通知は平成28年11月30日(水)を予定している。

5. 採取区域と樹種等の情報

別添図面(竹木等採取予定箇所図)のとおり

樹種:主に竹, 樹木(ヤナギ等)

6. 採取時期

平成28年12月12日(月)から平成28年12月26日(月)まで

7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ⑤ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに高津川出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 河川法の許可手続

本竹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請を行うこと。(別添、許可申請書による)

10. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

11. 河川法第25条の許可を受けたものは、本竹木の採取に係る河川法第32条第1項に基づく採取料徴収について、別途島根県知事が定める徴収料を納付しなければならない場合がある。なお、今回の採取料については「免除」される。

12. 問い合わせ先

応募手続きに関しては、2. 手続き等③提出先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

〒698-0041 島根県益田市高津1丁目6-1

国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所 高津川出張所

電話 0856-22-0533

FAX 0856-23-5844

13. スケジュール

応募受付期間	平成28年11月10日(木)～平成28年11月28日(月)
選定結果の通知	平成28年11月30日(水)
河川法の申請	選定結果通知後 随時提出のこと
許可書の発行	平成28年12月9日(金)
伐採作業期間	平成28年12月12日(月)～平成28年12月26日(月)

14. その他

- ① 応募区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ② 採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又用途に疑義がある場合(採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など)には、採取の妥当性を正確判断することができないため確認する必要がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④ 採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

許可条件

第1条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかった時

第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、出張所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、出張所長の検査を受けること。

第4条 許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙(様式1)により出張所長に事前に届出し、かつ採取中は出張所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙(様式2)により速やかに報告し出張所長の確認を受けること。

なお、本条は採取者が法人の場合に適用する。

第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに出張所長に報告すること。

第6条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第7条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第8条 市道須子飯田線から採取箇所へ下りる進入路(坂路)を使用することができるが、安全対策については、高津川出張所職員に従うこと。

第9条 高津川出張所長が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

第10条 伐採箇所までの必要な措置(除草等)については、伐採者にて行うこと。

第11条 伐採後の樹木(幹)の高さを、地上から概ね30cm以下(根株含む)とすること。

第12条 枝葉等を持ち帰らない場合は、現場に設置した集積場所へ運搬すること。

第13条 第8条～第12条を遵守しない者は、今後募集する河川内樹木の伐採については、許可を行わない場合がある。

(様式1)

平成 年 月 日

高津川出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日 平成 年 月 日
2. 許可年月日
及 び 番 号
3. 河川の名称 高津川水系高津川派川
4. 採取の場所 益田市飯田町地先
5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6. 緊急時の
連 絡 先

注)工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。(※法人の場合)

(様式2)

平成 年 月 日

高津川出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日 平成 年 月 日
2. 許可年月日
及 び 番 号
3. 河川の名称 高津川水系高津川派川
4. 採取の場所 益田市飯田町地先
5. 採取の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
6. 確 認 希 望
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、
その他必要な資料を添えて提出すること。(法人の場合)

応募様式

平成 年 月 日

中国地方整備局
浜田河川国道事務所長 殿

<応募者>

氏 名: _____ 印

住 所: _____

電 話 番 号: _____

F A X 番 号: _____

メールアドレス: _____

(所有者のみ)

平成28年11月10日付けで公募された「浜田河川国道事務所(高津川出張所)管内河川区域内竹木伐採」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募区画: _____

※応募区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

2. 採取を希望する竹木の用途: _____

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間: ____月 ____日～ ____月 ____日(のうち ____日間)を予定

作業実施者: 一日あたり ____人で実施予定

伐採方法: _____

・搬出方法: _____

4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

無し

有り 平成 _____ 年 _____ 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 安全対策等の実施の有無

※ 実施する全ての項目の□にレ点か■を記入願います。

清掃

交通整理

その他(_____)

6. 参加に必要な条件の適合

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

適合

不適合

記載例

応募様式

応募にあたっては、許可条件
をよく確認して下さい。

平成●●年●●月●●日

中国地方整備局
浜田河川国道事務所長 殿

<応募者>

氏 名: _____ 印

住 所: _____

電 話 番 号: _____

F A X 番 号: _____

メールアドレス: _____

(所有者のみ)

- ① 個人で応募される方は携帯番号でも結構です。
- ② FAX、メールアドレスは所有している場合に記入して下さい。

平成28年11月10日付けで公募された「浜田河川国道事務所(高津川出張所)管内河川区域内竹木伐採」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募区画: 〇〇m×〇〇m程度

※応募区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

2. 採取を希望する樹木の用途: 「薪、キノコの原木」等の利用予定を記入して下さい。

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間: ●月●●日～●月●●日(のうち●●日間)を予定

作業実施者: 一日あたり ●人で実施予定

伐採方法: 「チェーンソーで伐採」等の利用を記入して下さい。

・搬出方法:「軽トラックで搬出」等の車両について記入して下さい。

4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

無し

有り 平成 年 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 安全対策等の実施の有無

※ 実施する全ての項目の□にレ点か■を記入願います。

清掃

交通整理

その他()

6. 参加に必要な条件の適合

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

適合

不適合

(甲)

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

連絡先

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称

一級河川高津川水系高津川派川

2. 採取の目的

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

高津川飯田地先
(高津川派川右岸0k100付近)

4. 河川の産出物の種類及び数量

5. 採取の方法

チェーンソーによる伐採・採取

6. 採取の期間

自 許可の日
至 平成28年12月26日

申請書（乙の3）の記入例

（乙の3）

（河川の産出物の採取）

1. 河川の名称

一級河川高津川水系高津川派川

2. 採取の目的

〇〇として使用するため

←記入例：キノコの原木として使用するため

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

高津川飯田地先
（高津川派川右岸0k100付近）

4. 河川の産出物の種類及び数量

樹木（〇〇） 約 〇本

←記入例：樹木（ヤナギ） 約2本
※樹木の種類はわかる範囲で結構です
※本数は伐採する前の本数

5. 採取の方法

チェーンソーによる伐採・採取

6. 採取の期間

自 許可の日
至 平成28年12月26日

2. 4. 以外については記入の必要はありません。